



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *54 旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 告示

- 919 地籍調査の成果の認証 (地域政策課)..... 2
 920 " (")..... 2
 921 " (")..... 3
 922 " (")..... 3
 923 " (")..... 3
 924 " (")..... 4
 925 " (")..... 4
 926 " (")..... 4
 927 " (")..... 5
 928 " (")..... 5
 929 " (")..... 6
 930 " (")..... 6
 931 " (")..... 6
 932 " (")..... 7
 933 " (")..... 7
 934 " (")..... 7
 935 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 8
 936 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 8
 937 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 9
 938 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 9
 939 肥料取締法による肥料の登録の失効 (果樹園芸課)..... 10
 940 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)..... 10
 941 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 10

○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)..... 11
 入札参加資格審査に係る申請の受付 (総務事務集中課)..... 11

規 則

和歌山県規則第54号

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則の一部を改正する規則
旅行命令簿、旅費計算書及び必要な添付書類の種類及び様式を定める規則（昭和42年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）中

割印	月日

を

割印	月日

に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第919号

和歌山県和歌山市江南・仁井辺・薬勝寺の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成20年4月14日から平成22年3月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市江南・仁井辺・薬勝寺の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市江南・仁井辺・薬勝寺の各一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第920号

和歌山県有田市下中島の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成20年5月2日から平成22年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市下中島の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市下中島の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第921号

和歌山県有田市糸我町西の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成20年5月2日から平成22年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市糸我町西の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市糸我町西の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第922号

和歌山有田市初島町浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期
平成20年5月2日から平成22年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田市初島町浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田市初島町浜の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第923号

和歌山日高郡印南町大字津井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町

- 2 調査を行った時期
平成20年4月17日から平成22年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字津井の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第924号

和歌山日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月17日から平成22年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第925号

和歌山日高郡印南町大字島田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月17日から平成22年3月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字島田の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第926号

和歌山日高郡みなべ町芝の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月10日から平成22年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町芝の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第927号

和歌山日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成20年5月1日から平成22年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第928号

和歌山日高郡みなべ町山内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成20年5月1日から平成22年3月19日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町山内の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第929号

和歌山日高郡みなべ町北道の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成19年5月10日から平成22年3月26日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町北道の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町北道の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第930号

和歌山西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月23日から平成22年2月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第931号

和歌山西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月23日から平成22年2月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第932号

和歌山西牟婁郡上富田町岩田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
平成20年4月23日から平成22年2月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第933号

和歌山東牟婁郡串本町伊串の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成20年5月21日から平成22年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町伊串の一部地区
- 5 認証年月日
平成22年9月8日

和歌山県告示第934号

和歌山東牟婁郡那智勝浦町大字井関の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町

2 調査を行った時期

平成20年4月22日から平成22年3月25日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関の一部地区

5 認証年月日

平成22年9月8日

和歌山県告示第935号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年10月25日まで縦覧に供する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成22年8月24日

2 名称

特定非営利活動法人ハッピーボックス

3 代表者の氏名

笹尾恭子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市布引543番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者が様々な福祉サービスを利用して、自らの生活を自分で選択し、主観的に組み立てられるように支援するとともに、自分の役割を持って一社会人として自立を目指し、誰もが住みよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第936号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071000859	株式会社仁昌堂	橋本市古佐田1-3-17	大谷芳史	居宅介護支援事業所ごもうのいえ	橋本市胡麻生70-20	居宅介護支援	平成22.9.1 (平成28.8.31)
30724008	有限会社アクセ	西牟婁郡上富田	小川由合	ケアセンター	西牟婁郡上富田	居宅介護支援	平成

50	ス	町生馬1190-10		あやとり	町生馬1190-10	22.9.1 平成 28.8.31
----	---	------------	--	------	------------	-------------------------

和歌山県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070107275	株式会社KNC企画	和歌山市大谷34-1	田中克彦	ひまわり福祉サービス塩屋事業所	和歌山市塩屋四丁目5-6	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.9.1 平成28.8.31
3070107598	有限会社あゆむ	和歌山市磯の浦470-7	堀坂真也	ヘルパーステーションあゆむ	和歌山市西庄94番地の8	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.9.1 平成28.8.31
3071000842	株式会社仁昌堂	橋本市古佐田1-3-17	大谷芳史	訪問介護ごものいえ	橋本市胡麻生700-20	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.9.1 平成28.8.31
3071600872	株式会社ありだりあ	有田郡有田川町大字井口8番地	川島律子	生活支援センターありだりあ	有田郡有田川町大字井口8番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成22.9.1 平成28.8.31
3071700326	有限会社ゼネラルサポート	大阪府吹田市山田東4-16-6	松本淳	訪問入浴龍門山温泉	紀の川市荒見645-1	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成22.9.1 平成28.8.31
3062490093	すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参見4089番地	橋本明彦	すさみ町訪問看護ステーション	西牟婁郡すさみ町周参見2382番地	訪問看護・居宅療養管理指導・介護予防訪問看護・介護予防居宅療養管理指導	平成22.9.1 平成28.8.31
3072200961	株式会社栄幸	田辺市稲成町2187番地の3	榎本美栄子	デイサービスセンター稲成	田辺市稲成町2187番地の3	通所介護・介護予防通所介護	平成22.9.1 平成28.8.31

和歌山県告示第938号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072300621	合同会社スマイル	新宮市徐福二丁目1番25号	石橋佐美	介護サービススマイル	新宮市徐福二丁目1番25号	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成22.9.1 (平成28.8.31)

和歌山県告示第939号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第14条の規定により、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効した年月日
和歌山県第671号	蒸製骨粉	21.0蒸製骨粉A	窒素全量3.5 りん酸全量21.0	該当なし	谷口商工株式会社 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮807	平成22.8.30

和歌山県告示第940号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町長谷宮字内ノ峠780の1、809の1、812、815の1、815の2、816から818まで、820の1、821、822の1、823の1、824から826まで、787・819(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字狸尾829の1、832の2、833、835、836、839、843から845まで、851から854まで、字狼谷912、919、957
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第941号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3099	御坊市藤田町吉田字中河原 257番3の一部	御坊市湯川町財部651番地 の3 有限会社日栄住建 代表取締役 中岡利平	平成 22.9.7	5.00	42.82

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年9月1日以降無効とする。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	船舶	1089109 ゝ 1089118	10枚	平成22年4月2日から 平成22年9月30日まで	和歌山県税事務所	平成22年9月1日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

和歌山県が発注する役務の提供等の契約に係る競争入札についての和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「参加資格要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成22年9月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 資格審査の対象

参加資格要綱に基づき次に掲げる資格審査について申請を受け付ける。

(1) 新規受付分

平成21年1月1日を基準日とする入札参加資格について、平成23年1月1日から平成23年12月31日までを有効期間とするものを新たに取得するための資格審査

(2) 業務種目変更受付分

平成21年1月1日を基準日とする入札参加資格について、その業務種目を変更（増減）するための資格審査

2 資格審査の申請

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、参加資格要綱に基づき申請書及び申請書類を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、その申請書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

3 申請書類の提出場所及び申請書類の用紙の配布場所

(1) 申請書類の提出場所

資格審査を申請する業務種目ごとに別表に掲げる申請窓口とする。

なお、各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局申本建設部総務管理課を含む。）及び警察本

部会計課を経由して提出することができる。

(2) 申請書類の用紙の配布場所

別表に掲げる申請窓口並びに各振興局地域振興部総務県民課（東牟婁振興局串本建設部総務管理課を含む。）及び警察本部会計課とする。

なお、和歌山県のホームページからその様式をダウンロードすることができる。

4 資格審査申請の期間

資格審査の申請ができる期間は、平成22年10月1日（金）から同月29日（金）までとする。

5 申請書類に用いる言語等

申請書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

6 資格審査の結果の通知

申請者には、参加資格要綱に基づき資格審査の結果を文書により通知する。

7 入札参加資格者の公表

入札参加資格を有すると認められた者については、参加資格要綱に基づき所定の事項を一般の閲覧に供するとともに、和歌山県のホームページに掲示して公表する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格を有すると認めるときから平成23年12月31日までとする。

9 競争入札等の公示

参加資格要綱に係る契約について条件付き一般競争入札等を行う場合は、和歌山県のホームページ等に掲示して公告する。

10 問い合わせ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

郵便番号 640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2292

別表

役務の提供等の契約に係る業務種目及び申請窓口一覧表

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
1 建築物の保守管理	1 建築物清掃	総務部 総務管理局管財課
	2 建築物空気環境測定	
	3 建築物飲料水貯水槽清掃	
	4 建築物ねずみ昆虫等防除	
	5 シロアリ駆除	
	6 浄化槽保守	
	7 有線通信設備保守	
	8 電気設備等の運転・監視	
	9 中央監視設備等保守	
	10 電気設備等保守	
	11 給排水・換気設備等保守	
	12 冷暖房設備等保守 (ボイラー式の場合は「13」による。)	
	13 ボイラーの運転・清掃・保守	
	14 危険物施設保守	
	15 消防設備保守	
	16 昇降機等保守	
	17 建築物等の点検	
	18 無線通信設備保守	
	19 放送、時計設備等保守	
	20 その他建築物保守管理	

業務種目		申請窓口
大分類	小分類	
2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理	1 除草	総務部 総務管理局管財課
	2 樹木管理・芝生管理 (剪定・殺虫消毒を含む。)	
3 警備	1 建物警備	
	2 機械警備	
	3 その他警備	
4 廃棄物処理	1 産業廃棄物処理 (収集・運搬)	
	2 産業廃棄物処理 (中間処理・処分)	
5 情報処理	1 システム分析・開発	
	2 システム運用・保守	
	3 インターネットコンテンツ作成・運用	
	4 データ処理	
	5 ハードウェア保守	
	6 コンピュータ研修	
6 特殊設備保守管理 (建築物に係るものを除く。)	1 工業用水道設備保守管理	会計局 総務事務集中課
	2 空港設備保守管理(消防)	
	3 交通安全施設保守点検	
	4 交通安全施設管理	
	5 船舶等保守管理	
	6 その他設備保守管理	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
7 機械等保 守管理 (建築物に 係るものを 除く。)	1 分析機器	会計局 総務 事務 集中 課
	2 計測機器	
	3 医療機器	
	4 排水等処理設備	
	5 その他機器・設備	
8 運送・保管	1 旅客運送	
	2 貨物運送	
	3 梱包・発送	
	4 保管	
	5 その他運送・保管	
9 企画・広 告・イベント	1 広告・広報	
	2 メディア制作	
	3 デザイン企画	
	4 イベント企画運営	
	5 その他企画・広告・イベント	
10 検査・調査 研究	1 環境測定(水質)	
	2 環境測定(大気・騒音等)	
	3 アスベスト濃度測定	
	4 ダイオキシン類測定	
	5 臨床検査	
	6 理化学検査	
	7 調査研究(社会経済分野)	
	8 調査研究(自然科学分野)	
	9 その他検査・調査研究	

業 務 種 目		申請 窓口
大分類	小分類	
11 森林整備 等	1 森林整備	農林水産部 森林・林業局 森林整備課
	2 森林調査(Ⅰ)	
	3 森林調査(Ⅱ)	
	4 森林病虫害対策	
	5 森林測量	
12 給食	1 病院給食	会計局 総務 事務 集中 課
	2 学校給食	
	3 栄養指導	
13 リース・レ ンタル	1 建物	
	2 医療機器	
	3 事務機器	
	4 自動車	
	5 基準寝具類	
	6 その他リース・レンタル	
14 美術品・文 化財保存	1 美術品保存修理	
	2 文化財保存修理	
	3 文化財虫菌等防除	
15 その他	1 相談支援	
	2 医療事務	
	3 人材派遣	
	4 速記	
	5 損害保険	
	6 旅行代理	
	7 研修業務	
	8 語学教育	
	9 防災対策	
	10 その他	